

[事案 2021-322] 損害賠償請求

- ・令和 4 年 12 月 14 日 裁定打切り

※本事案の申立人は、[事案 2021-321] の申立人である法人の役員である。

<事案の概要>

適合性原則違反および説明義務違反を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 8 月に契約して令和元年 10 月に払済保険に変更した終身保険について、以下の理由により、既払込保険料から払済保険に変更したことにより確定した死亡保険金額を差し引いた金額を損害賠償してほしい。

- (1) 契約時には既に他社の保険に加入しており、それを解約あるいは併存させて本契約に加入する必要性は乏しい。
- (2) 自分の収入に鑑みると、高額な保険料を長期間継続して支払うことは事実上不可能であり、適合性原則に違反している。
- (3) 募集人は、本契約が加入後 20 年間は解約返戻金が低く抑えられており、それ以前に中途解約した場合、多額の解約損失が生じることを説明しなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、自身が死亡した際に推定相続人らに相続税の原資の準備が必要であると感じ、他保険と比較して保険金額に対して保険料が最も低廉な本契約に加入したことである。
- (2) 募集人の取扱報告書の年収額の記載等によれば、本契約の保険料が過大であるとは一概に評価できない。
- (3) 募集人は、契約途中で解約すると解約控除が生じるため、必ず保険料の払い込みを全うできる期間と金額で加入するよう説明した。また、解約控除についてはパンフレットに明確に記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁判審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約は、申立人が役員を務める法人の顧問税理士が、募集人に対し収入等の情報を提供して、その内容を前提に募集人が勧誘を行ったものであり、申立人の主張する適合性原則違反、説明義務違反にかかる事情を明らかにするためには、契約に関与した顧問税理士等の第三者への尋問等の手続が必要となるところ、当審査会はこのような手続を持たず、これらの点について明らかにすることは困難であるため、裁定手続を打ち切ることとした。